

# 第3期会津若松市地域福祉計画・社会福祉協議会地域福祉活動計画（案） 及び第2期会津若松市重層的支援体制整備事業実施計画（案）について

ご意見をお寄せください。

～市民意見公募（パブリックコメント）のお知らせ～

## ○第3期会津若松市地域福祉計画・社会福祉協議会地域福祉活動計画

少子高齢化の進行、家族や地域との関係の希薄化、価値観の多様化などにより、既存の福祉制度だけでは効果的な対応が難しい複雑かつ複合化した地域生活課題などの解決に向けて、本市では、令和3年3月に「第2期地域福祉計画」（令和3年度～令和7年度）を策定しました。この計画では、高齢者をはじめ、障がいのある人、子どもたちなど、「誰もが安心して暮らせよう地域で支え合うあいづわかまつ」を基本理念に、「お互いさま」の気持ちで地域のすべての人がつながる「お互いさままでみんなをつなぐまち」を「会津若松市版地域包括ケアシステム」の目指す姿としています。

今般、「第2期地域福祉計画」で掲げた「会津若松市版地域包括ケアシステム」をさらに深化させたものとして「地域共生社会の実現」を目指して、令和8年度～令和13年度を計画期間とする「第3期会津若松市地域福祉計画・社会福祉協議会地域福祉活動計画」を策定いたします。

## ○第2期会津若松市重層的支援体制整備事業実施計画（案）

少子高齢化、人口減少、未婚・晚婚化等により、家族や地域コミュニティの機能が変化する中で、社会福祉法が改正され、対象者の属性を問わない相談支援や多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する、重層的支援体制整備事業が令和3年4月から始まりました。

本市では、令和5年度に重層的支援体制整備事業移行準備事業をスタートさせ、令和7年3月に「令和7年度会津若松市重層的支援体制整備事業実施計画」を策定し、令和7年度から重層的支援体制整備事業を実施しています。

今般、「第3期地域福祉計画」の策定に合わせ、令和8年度～令和13年度を計画期間とする「第2期会津若松市重層的支援体制整備事業実施計画」を策定いたします。

「第3期地域福祉計画・社会福祉協議会地域福祉活動計画（案）」について、「第2期重層的支援体制整備事業実施計画（案）」について、皆さんのご意見をお寄せください。

### 1 募集期間

令和7年12月18日（木）から令和8年1月16日（金）まで（必着）

### 2 意見を提出できる方

- (1) 市の区域内に住所を有する方
- (2) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市の区域内にある事務所又は事業所に勤務する方及び市の区域内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体の構成員
- (4) 市の区域内にある学校に在学する方

### 3 意見の提出方法

別紙「第3期会津若松市地域福祉計画・社会福祉協議会地域福祉活動計画（案）、第2期会津若松市重層的支援体制整備事業実施計画（案）に対する意見書」に記入の上、直接お持ちになるか、郵送、ファックス、電子メールにより、地域福祉課に提出してください。

また、意見書の様式によらず提出することも可能ですが、その場合は、氏名（団体名など）、電話番号（法人等の場合は、名称、所在地、電話番号）を必ず明記してください。匿名や電話での意見提出は受け付けできません。

【提出先】 会津若松市健康福祉部地域福祉課

（持参）会津若松市東栄町3番46号 市役所本庁舎2階  
（郵送）〒965-8601（住所記載不要）会津若松市地域福祉課 宛て  
電話 0242-39-1232（課直通）ファックス 0242-39-1237（課専用）  
電子メール [chiikifukushi@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp](mailto:chiikifukushi@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp)

（留意事項）

- ・意見内容の確認が必要な場合、こちらから連絡することがありますので、必ず電話番号を記載してください。
- ・提出していただいた書面は、お返しできません。
- ・個々の意見に対し、直接回答はしませんので、ご了承ください。
- ・お寄せいただいたご意見は公表しますが、氏名など個人情報が公表されることはありません。

4 閲覧場所及び時間

計画の内容は、市のホームページに掲載しているほか、次の場所で閲覧することができます。

閲覧できる場所	閲覧できる日時
地域福祉課 (本庁舎2階)	月曜日から金曜日（12月29日から1月2日まで 及び1月12日を除く。） 午前8時30分から午後5時まで
市政情報コーナー (本庁舎1階)	同上
湊市民センター	同上
大戸市民センター	同上
北市民センター	同上
南市民センター	同上
一箕市民センター	同上
東市民センター	同上
北会津支所	同上
河東支所	同上
生涯学習総合センター (会津稽古堂)	月曜日から日曜日（休館日を除く。） 午前9時から午後5時まで

※お問い合わせは、地域福祉課までお願いします。

市政情報コーナー、各市民センター、各支所、生涯学習総合センターには担当者がおりませんので、詳しい問い合わせにはお答えできません。ご了承願います。

【問い合わせ先】

会津若松市健康福祉部地域福祉課（電話 0242-39-1232）